

改正

平成21年6月23日条例第26号

平成21年10月1日条例第28号

平成24年6月25日条例第22号

平成24年9月26日条例第25号

平成25年3月31日条例第29号

平成26年3月20日条例第9号

平成26年11月26日条例第23号

平成28年12月22日条例第30号

平成31年3月25日条例第13号

韮崎市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

韮崎市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年3月韮崎市条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2） ひとり親家庭 次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。
ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下この号及び第4条第1項第2号において「施行令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているときを除く。

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ クに該当するかどうか明らかでない児童

(3) 養育者 次のいずれかの児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 父母が監護しない前号に掲げる児童

(4) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(5) 医療機関等 次に掲げるものをいう。

ア 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

イ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

ウ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によりあん摩マッサージ師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

(6) 療養の給付等 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。

(7) 一部負担金 医療保険各法に規定する一部負担金（条例又は規則等でその割合を減じられているものは、その割合を減じたものをいう。）をいう。

2 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民票に記録されているもので、次の各号のいずれかに該当する医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。ただし、市長が特別に認めた者については、この限りでない。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する前条第1項第3号に掲げる児童
- (3) 前条第1項第3号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 児童福祉施設又は知的障害者援護施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者
- (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (4) 蕪崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成20年3月蕪崎市条例第5号）の規定による医療費の助成を受けている者

(所得制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）が前年（1月1日から8月末日までの間に受給資格を取得する場合にあつては前々年。以下同じ。）において所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき。
- (2) ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得（施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額）が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びにそれらの数に応じて、施行令第2条の4第8項に定める額以上であるとき。
- (3) 前2号に該当するか否かが、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとして計算した場合における総所得金額に係る所得税の額が零となるひとり親等については、前項第1号の規定は、適用しないものとする。

（医療費の助成）

第5条 市長は、対象者の疾病及び負傷に関して、医療保険各法に規定する療養の給付等が行われた場合は、当該療養の給付等を受けた者が負担すべき一部負担金の額を助成する。ただし、医療保険各法の規定により高額療養費若しくは高額介護合算療養費が給付される場合、医療保険各法の規定による附加給付金がある場合又は法令等の規定による公費負担額がある場合は、その額を控除した額とする。

（医療費の助成方法）

第6条 医療費の助成は、対象者が山梨県内に所在する医療機関等で療養の給付等を受けた場合は、前条に規定する助成の額を市長が当該医療機関等に支払うことにより実施するものとする。この場合において、市長が当該医療機関等に対し支払をしたときは、ひとり親等に対し、医療費の助成があったものとみなす。

- 2 市長は、第2条第5号ウ又はエに規定する医療機関等で療養の給付等を受けた場合その他規則で定める場合の助成については、前項の規定にかかわらず、ひとり親等の請求に基づき、前条に規定する助成の額を当該ひとり親等に支払うものとする。

- 3 前項に規定する助成の請求は、療養の給付等を受けた日の翌月の10日から2年以内に行わなければならない。

- 4 第2項に規定する助成の請求及び支払の方法について必要な事項は、規則で定める。

（療養の給付等に係る費用の算定方法）

第7条 この条例による療養の給付等に係る費用の額の算定は、健康保険法第76条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより行うものとする。

（受給資格の認定請求等）

第8条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格を有すると認めたときは規則で定めるところにより韮崎市ひとり親家庭医療費助成受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、受給資格を有しないと認めたときは規則で定めるところによりその旨を通知するもの

とする。

- 3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者が、受給者証を亡失し、又は損傷した場合は、規則で定めるところにより再交付の申請をしなければならない。

(受給者証の提示)

第9条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療機関等で療養の給付等を受けようとする場合は、医療機関等（第2条第1項第5号ウ及びエに規定する者を除く。）に対し受給者証を提示しなければならない。

(届出の義務)

第10条 受給者は、第8条第1項の規定により申請した事項に規則で定める変更が生じたとき、受給資格を喪失したとき、又は療養の給付等の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格の更新申請)

第11条 受給者は、毎年8月に規則で定めるところにより、受給資格の更新の申請を行わなければならない。

(助成の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、療養の給付等の事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成を受けた場合において、当該助成を受けた者が第三者から損害賠償の支払を受けたときには、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 3 市長は、第6条第1項の規定により助成の額を医療機関等に支払った場合において、その金額に第5条ただし書に規定する控除すべき額が含まれていることが判明したときは、その控除すべき額を限度として、その全部又は一部を本来その者が請求する代わりに医療保険各法に規定する保険者に請求し、受領することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この条例による療養の給付等の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告等)

第14条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者等に対し報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、この条例による改正前の蕪崎市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定により受けた保険給付に係る医療費の助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、この条例による改正前の蕪崎市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第5条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者は、この条例による改正後の蕪崎市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の規定により申請したものとみなす。ただし、新条例第3条第1項に規定する対象者の要件に該当しなくなった者は、この限りでない。

附 則（平成21年6月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の蕪崎市老人医療費助成金支給条例の規定、第2条の規定による改正後の蕪崎市子ども医療費の助成に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の蕪崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の蕪崎市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成24年6月25日条例第22号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行し、第2条の規定による改正後の蕪崎市下水道条例第6条の7の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年9月26日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の蕪崎市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年9月1日から適用する。

(準備行為)

2 市長は、施行の日前においても、改正後の葦崎市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成25年3月31日条例第29号）

この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成26年3月20日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年11月26日条例第23号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。